

過去5年間に納め忘れた国民年金保険料はありませんか？
納め忘れた年金を支払えるチャンスです！

国民年金保険料の後納制度

期間：平成30年9月30日まで

- 後納保険料を納めるときは申し込みが必要です。
- 保険額に一定の金額が加算されます。(2年前)
- 老齢基礎年金受給者は、利用できません。

詳しくは、国民年金加入者ダイヤルまたはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【国民年金加入者ダイヤル ☎0570-003-004】

【米沢年金事務所 ☎0238-22-4220】

※お問い合わせの際には、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

新学期です！学生には「学生納付特例制度」があります。

- ・学生納付特例の納付の猶予期間は年度毎で、4月から翌年3月までです。
 - ・平成30年度の申請をする方は、平成30年4月1日以降に役場町民課戸籍年金係または米沢年金事務所の窓口申請してください。(20歳の方は誕生日の前日以降)
 - ・申請の際は、印鑑、在学証明書または学生証の写し(両面)、マイナンバーが必要です。
- ★平成30年度の一般免除の期間は平成30年7月～平成31年6月です。
※受付は7月以降になります。



○国民年金保険料が変わります

平成30年4月分から、国民年金第1号被保険者(自営業、学生等)及び任意加入被保険者の1カ月あたりの保険料が月額16,340円に変わります。

《国民年金保険料は口座振替がお得です》

国民年金保険料の納付に、口座振替がご利用になれます。口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。口座振替をご希望の方は、納付書、通帳、金融機関届出印を持参の上、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

○米沢年金事務所の「年金相談予約制のお知らせ」

年金相談にお越しの際は、年金手帳など基礎年金番号のわかるもの、マイナンバー、相談者本人であることが確認できるものをご持参ください。

なお、代理の方が相談する際は、委任状が必要になります。(持参するものを事前にご確認ください。)

- ▷受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分
※延長：週初の開所日 午後5時15分～午後7時
▷週末相談 第2土曜日：午前9時30分～午後4時
米沢年金事務所 ☎0238-22-4220
自動音声案内→5 (職員対応)

○平成30年度移動年金相談

白鷹町を会場に移動年金相談(予約制)が開かれています。平成30年度は下記のとおりです。時間などの詳しい内容は、決定次第広報誌などでお知らせします。

▷相談日 6月20日(水)、9月19日(水)、12月19日(水)、平成31年3月20日(水)

▷相談場所 中央公民館

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 ☎85-6129

平成30年3月5日(月)から年金の届出等には、
①マイナンバー
②本人確認できるもの
両方が必要になりました。
忘れずにご持参ください。

